

第四十六回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第五十八号

昭和三十九年六月二十五日(木曜日)

午前十一時十一分開議

出席委員

- 委員長 田口長治郎君
- 理事 井村 重雄君 理事 小沢 辰男君
- 理事 龜山 孝一君 理事 田中 正巳君
- 理事 河野 正君 理事 小林 進君
- 理事 長谷川 保君

- 伊東 正義君 大坪 保雄君
- 飯谷 義雄君 小宮山重四郎君
- 坂村 吉正君 竹内 黎一君
- 地崎宇三郎君 中野 四郎君
- 西村 英一君 橋本龍太郎君
- 藤本 孝雄君 松山千恵子君
- 亘 四郎君 伊藤よし子君
- 大原 亨君 高田 富之君
- 滝井 義高君 八木 一男君
- 八木 昇君 山口シヅエ君
- 本島百合子君 吉川 兼光君
- 谷口善太郎君

出席政府委員

- 厚生政務次官 砂原 格君
- 厚生事務官 梅本 純正君
- (大臣官房長)
- 厚生技官 若松 栄一君
- (公衆衛生局長)
- 厚生事務官 熊崎 正夫君
- (業務局長)
- 厚生事務官 小山進次郎君
- (保険局長)
- 委員外の出席者
- 厚生事務官 横田 陽吉君
- (業務局理事課長)
- 専門員 安中 忠雄君

六月二十二日

委員大坪保雄君及び松山千恵子君辭任につき、その補欠として前田正男君及び野呂恭一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員野呂恭一君及び前田正男君辭任につき、その補欠として松山千恵子君及び大坪保雄君が議長の指名で委員に選任された。

六月十九日

国立東京病院合理化反対闘争の実情調査に関する請願(渋谷修蔵君紹介)(第四六〇六号)

- 同(原彰君紹介)(第四六〇七号)
- 同(八木昇君紹介)(第四六〇八号)
- 同(小林進君紹介)(第四六五七号)
- 同(加藤進君紹介)(第四六五八号)
- 同(八木一男君紹介)(第四七六〇号)
- 同(神近市子君紹介)(第四八五一号)
- 同(鈴木茂三郎君紹介)(第四八五二号)
- 同(滝井義高君紹介)(第四八五三三号)
- 同(吉川兼光君紹介)(第四八五四号)
- 同(本島百合子君紹介)(第四八五五号)
- じん肺法の一部改正等に関する請願(外二件(橋本龍太郎君紹介)(第四六〇九号)
- 全国一律最低賃金制の確立に関する請願(加藤清二君紹介)(第四六一〇号)
- 同(加藤進君紹介)(第四六六三三号)
- 同外一件(川上貫一君紹介)(第四六六四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四六六五号)

同外一件(林百郎君紹介)(第四六六六号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四八四七号)

同(川上貫一君紹介)(第四六六〇号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四六六一号)

同(林百郎君紹介)(第四六六二号)

同外一件(滝井義高君紹介)(第四六六六七号)

同(井手以誠君紹介)(第四七五五号)

同(内田常雄君紹介)(第四七五六号)

同(本島百合子君紹介)(第四八五六号)

業務上の災害による外傷性せき髄障害者援護に関する請願(井手以誠君紹介)(第四七五四号)

日雇労働者健康保険制度の改善等に関する請願(原茂君紹介)(第四七五八号)

同(八木一男君紹介)(第四七五九号)

最低賃金制確立等に関する請願(加藤進君紹介)(第四八四四号)

金の引き上げ等に関する請願(谷口善太郎君紹介)(第四八四六号)

全国一律最低賃金制の即時法制化に関する請願(谷口善太郎君紹介)(第四八四八号)

全国一律最低賃金制の法制化に関する請願(谷口善太郎君紹介)(第四八四九号)

全国一律最低賃金制の即時法制化等に関する請願(林百郎君紹介)(第四八五〇号)

同月二十二日

日雇労働者健康保険制度の改善等に関する請願(井谷正吉君紹介)(第四九二六号)

同(神近市子君紹介)(第四九二七号)

同外一件(滝井義高君紹介)(第四九二八号)

国立東京病院合理化反対闘争の実情調査に関する請願(伊藤よし子君紹介)(第四九二九号)

同(山花秀雄君紹介)(第四九三〇号)

業務上の災害による外傷性せき髄障害者援護に関する請願(木部佳昭君紹介)(第四九三二号)

診療報酬引き上げに関する請願(外五十五件(野原覺君紹介)(第四九三三三号)

原爆被害者援護に関する請願(田口長治郎君紹介)(第四九六七号)

は本委員会に付託された。

十九番地兵庫県労災保険指定医協会長野瀬善三郎(第七七三三号)

国立療養所の用途変更に対する事前協議に関する陳情書(中国四国九県協議会正副議長代表愛媛県協議会議長波部高太郎)(第七七四号)

看護婦の需給対策に関する陳情書(近畿二府六県協議会議長代表大阪府協議会議長前田治一郎(外六名)(第七七五号)

失業対策事業に関する陳情書(全国市会会中国支部長岡山市長岡崎平夫)(第七七六号)

伝染病予防費の国庫補助金交付基準額引き上げに関する陳情書(全国市長会中国支部長岡山市長岡崎平夫)(第七七七号)

無医地区の医療施設設置及び運営に対する財政援助に関する陳情書(全国市長会中国支部長岡山市長岡崎平夫)(第七七八号)

妊産婦の栄養強化に関する陳情書(香川県木田郡三木町池戸二千九百九十一番地香川県三木保健所業務課長細川マサ外八名)(第七七九号)

国民健康保険制度の改善に関する陳情書(近畿二府六県協議会議長代表大阪府協議会議長前田治一郎(外六名)(第七八〇号)

原子爆弾被害者の援護強化に関する陳情書(津市議会議長青山健三)(第七八一号)

常設保育所設置費増額に関する陳情書(東海北陸七県協議会議長代表富山県協議会議長宇崎崎吉)(第七八二号)

六月二十日

労災保険診療費の適正化等に関する陳情書(神戸市生田区楠町三丁目四

国民健康保険事業の国庫負担増額に
関する陳情書(東海北陸七県議会議
長会代表富山県議會議長宇於崎章
吉)(第七八三号)

療術師の届出制及び身分化反対に關
する陳情書(大分市中島東町一丁目
二番二十八号大分県盲人協會長工藤
勉)(第七八四号)

心身障害者の福祉施策の充実強化に
関する陳情書(関東一都九県議會議
長会常任幹事東京都議會議長大久保
重直外九名)(第七八五号)

社会福祉施設の補助基準等引き
上げに關する陳情書(関東一都九県
議會議長会常任幹事東京都議會議長
大久保重直外九名)(第七八六号)

戦傷病者の援護に關する陳情書(御
坊市藤田町北吉田山本清次)(第七八
七号)

環境衛生関係営業の運営の適正化に
関する法律の一部を改正する法律案
の成立促進に關する陳情書(栃木市
港町千九十九番地栃木県食肉環境衛
生同業組合會長蒲生清三外四十名)
(第七八八号)

国立重度障害者センターの設置に關
する陳情書(四国四県議會議長
会代表愛媛県議會議長渡部高太郎)
(第七八九号)

療術師単独立法反対に關する陳情書
(東京都新宿区戸塚三丁目百三十三
番地日本盲人会連合会対策委員長
高橋豊治)(第七九〇号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件
毒物及び劇物取締法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第一三〇号)(參
議院送付)

保健所において執行される事業等に
伴う経理事務の合理化に關する特別
措置法案(内閣提出第一三七号)(參
議院送付)

○田口委員長 これより會議を開きま
す。

内閣提出の毒物及び劇物取締法の一
部を改正する法律案、及び内閣提出の保
健所において執行される事業等に伴う
経理事務の合理化に關する特別措置法
案の両案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありませんので、これ
を許します。滝井義高君。

○滝井委員 毒物及び劇物取締法の一
部を改正する法律案、それから保健所
において執行される事業等に伴う経
理事務の合理化に關する特別措置法案、
両案について御質問を申し上げます。

最近の科学技術の進歩によつて、い
ろいろの毒物、劇物が工業方面にも非
常に多く使われるようになったわけ
です。あとでいろいろ御質問申し上げ
なければ、たとえは四日市における
新しい石油コンビナートをつくつてみ
たところが、思いもよらず亜硫酸ガス
が充満をして、そこに住んでいる人間
が、新しい産業のためにみずから命
を断たなければならぬというやうな、
こういう問題も起こってきたわけ
です。そこで、そういう問題もあ
りますので、まず私は初めに、広い範囲の公
害と申しますか、毒物や劇物と関係の
ある広い意味の公害のことから少し御
質問をしてみたいと思つたのです。

いつか新聞に出ておつたのですけ
れども、たとえば多摩川にメッキ工場
のシアン化ガスが流れ込んでいる、こ
ういうことが出たわけです。そして非

常に大騒ぎをする、あるいは何か知ら
ぬけれども川に毒物、劇物が流れ込ん
で、たくさん魚類が死滅をして流れ
に浮かぶといふやうな問題が起こつ
て、公衆衛生や農林水産等の上に非常
に大きな問題を投げかけておるわけ
です。こういうものは一体どういふこと
で取り締まるべきことになるのか。

この毒物、劇物の取り締まり法で
いうことまで取り締まりができるの
か、それとも水質保全法とか工場排水
の規制法といふものか、あるいは
取り締まりの方法がないことになるの
か、それとも軽犯罪法みたいなもので
取り締まるのか、そういう非常に
激しい、少量で致死的な危害を
与えるもの、あるいは魚類に非常に
損害を与えるもの、そういうものを
どういふやうな規制をしていくのか、
まずそれをあつと御説明願いたい。

○熊崎政府委員 先生御指摘の、多摩
川の上流で毒物が混入した水が、水道
等に悪影響を与えるといふことで問題
になりましたのが昨年の秋でございます
。現行法上、毒物、劇物につきましては
、法律の第十五条で、廃棄の方法
について政令で定める基準に従わな
ければならないといふ規定ござい
ますが、この法律第十五条は、毒物ま
たは劇物そのものを廃棄する場合の規
制でございます。毒物または劇物を
含有しておるもの、つまり毒性が弱
くなっておつて、含有されたもの自体は
毒物、劇物とは言えないといふもの
についてまでの規制は、現行法では取
り上げてないわけでございます。それ
がこのたびの改正によりまして、法律
の改正の第十一条の第二項でもつて、毒

物または劇物の取り扱ひの規制を従来
したのを、「毒物若しくは劇物を含有
する物であつて政令で定めるもの」と
いうことで、含有する物、これは中身
は政令で規定をいたしますが、その含
有する物までをこの際新たに取り上げ
まして、含有した物が施設外に流れ出
たりあるいは施設外へ運搬した場合
に、その規制をいたしまして、さ
らに廃棄の場合にも、含有する物も、
第十五条の二の改正をいたしまして、廃
棄する場合に技術的な基準に従わな
ければならない、こういうふうな規制を
いたしまして、工場等から流れ出る場
合の規制を新たに加えることにいたし
たわけでございます。

さらに、今回の改正でもう一つ重要
な点は、法律の二十二条の改正がある
わけでございます。法律の二十二条の
改正の中身は、これはたとえばメッキ
工場、多摩川の場合にもあの事故を起
こしましたのはメッキ工場であつたわ
けでございますが、メッキ工場等であ
る毒物、劇物を取り扱つておる例がき
わめて多いわけでございます。これはシ
ン化ナトリウム等いわゆる青酸カリを
使つておる場合が多いわけございま
すが、このメッキ工場等につきま
しては、従来は規制する方法がなかつた
わけでございます。それを政令で定める
事業場につきましては新たに規制の対
象にいたしました。業務上の取り扱ひ
責任者をきままして、それで業務開始
と同時に三十日以内に届けなければな
らないといふふうな規制を加えること
によりまして、従来町工場あたりで毒
物、劇物の取り扱ひがきわめておろそ
かにされておりましたのが、はつきり

した業務上の取り扱ひ責任者が設置さ
れ、また届け出が行なわれるというこ
とによりまして、行政上の把握の対象
になるという新たな改正をいたしたわ
けでございます。したがうして、従
来やもすれば毒物、劇物によりま
すいろいろな公害的なきわめて遺憾な事
態がございまして、本改正によりま
して、相当徹底して監督が強化され
るというふうな御理解をいただきたい
と思つた。

○滝井委員 そうしますと、それらの
毒物、劇物が含有されておるもの、あ
るいはそれらを取り扱ひ工場、事業
場、そういうやうなものが今度取り締
まりの対象になるという事になれ
ば、薬務局のそれに対応する機構と申
しますが、人間の配置と申しますか、
これは御存じのとおり、最近における
食品工業にしても、それからその他の
工場にしても、相当広範な工場が取り
締まりの対象になる。たとえば食品の
色素なんといふものが発ガン、クレ
ブス、ガンを起す有力な材料になる
といふやうなことを学者の中で言われ
ておるわけでしょう。そういうやうな
ものまで取り締まるということになる
ことになると、あなたのほうの機構を
拡大することになるのか知らぬけれ
ども、相当予算的な措置も、人的整備
も、これはとても含有物まで調べて
いくのですからやれぬわけですね。私
どもとしてそういうことを申し上げる
かという、青酸を含むやうなものは、
非常に微量でも有毒になるわけですね。
同時に、これが農村地帯ならば、地
下にしみ込んで地下水に影響してく
るわけですね。そうしますと、あなた

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

ほうもそういふものを調査をし、検査をし、届け出をした工場、事業場等をやはり精密に調査していかなければならぬことになるわけだ。そういふと、ああいふこの前の昭和電工みたいにぱつと大きく爆発するといふわけにいかぬわけだから、これはもう知らないうちに見えない状態で地下に浸透していき、川の中に流れ込む、こういう状態です。だから、そういう機構をこの法律の改正とともに整えるのですか。

○熊崎政府委員 この法律の成立しました暁には、構造整備の基準あるいは廃棄の基準等、すべて政令で詳細な規定がつくられることになりまして、やはりその政令がで上がるまでには若干の時日が必要だと存じますが、先生御指摘のように、現在毒物、劇物の監視をやっておりますのは全部で千九百人程度の監視員がおりまして、提出資料も差し上げてございしますが、従来とも毒物、劇物につきましても監視結果は、私どもは、他の監視に比べましても処分件数あるいは警告、告発件数等、相当数にのぼっておると思っておりますわけにございまして。たまたま数字だけを申し上げますと、三十七年度の統計でございすけれども、処分件数は全体で九千件近くございまして、その中で改善命令、業務停止等をいたしましたのが約二百件あるわけにございす。その他告発いたしましたものが十件程度ございまして、取り締まりの効果が決して十分とは申しせんけれども、被害の程度が非常に影響が大いいために、徹底した取り締まりをやるように當時やかましく申し上げておるわけにございす。しかし何ぶんにもこのままの状況では、御指摘のよ

うに十分な監督ができるには私どもも申し上げるわけにはまいりませんけれども、この辺は今後も十分、法律の施行その他につきましても徹底した取り締まりをやりたいと存じております。この法律の改正によりまして、それじゃ直ちに予算化されるもの、たとえば人をふやすとかいふふうなことを考へておるのかというところにつきまして、残念ながらそこまではまだいっておりませんので、いわゆる監視員とい

ますのは交付税交付金の算定の中に入っておりますので、この辺今後とも自治省当局と話し合せて、その人員の増大その他につきましても努力をいたしたいと考えております。

○滝井委員 いや、よ私の網にひっかかってきた、私言わぬうちに。千九百二十三人です。それで、これはあな

たが言わなかったんだけれども、取っかしの言わなかったんだと思ふ。専任は幾らおるかといつたら、全体で二百二十四名、あとは兼任です。しかも兼任も千三百二十二人は保健所で

す。保健所の問題はあと出てきますけれども、こんなもので保健所の職員が一体メッキ工場や何か見て回れる状態がありますか。これは若松さんのほうの所管だ。そういう状態じゃない。

ないからこそ多摩川に青酸が流れ込んで、ああこんなこと知らなかったと東京都の保健所が言っておる。まさか、こういうことが起こらうとは思つていなかった。飲み水までそうなんです。天下の首都の一番大事な多摩川の飲料水の中に、人間をわずかな量で殺し得る青酸カリが流れ込んでおつても、それを知らなかったのです。新聞で書か

れてみんなあつと驚いた。驚いたつて、水が流れて流れの中に入っちゃったらかんともしがたい。もう飲料水をストップする以外にない。そして流

れが青酸を運んで海の中に流してしまふまでは、いかんともしたいという状態でしょう。千九百二十三人おるとい

いても、千三百二十二人は保健所で

す。しかも、もう一つあなたがいいことをつけ加えた。私、もう調べたいんだ、これは交付税の対象の職員なんです。だから、自治体はこの職員を置く

と置くまいと、交付税はひもつきではないから、交付税に入れておきますと

う。東京で百二十八人。これでは、こんなにごちゃごちゃしたところに、ご

ちやごちやと何をやっておるかからぬような工場が建つておつて、そ

して千五百万人口のある東京を百二十八人

で回つたつて、十年に一回一つの工場を

回ればたいしたものですよ。労働基準監督署より悪いですよ。一体、こうい

う法律をお出しになるならば、やはり

とえばメッキ工場とかあるいはトタン

工場という、いわゆる中小企業が多い

わけにございす。こういうところ

で毒物、劇物を取り扱つておる場合の

いわゆる規制といひますか、その点は

全然現在行なわれておりませんので、御指摘のようにたまたま多摩川にどう

も毒物が流れ込んでおるといふ場合

も、それを発見して初めて驚くとい

ふことでありまして、その工場に對しま

しての規制は、従来は何ら行なわれて

おらない。ところが、このたびの改正によりまして、そういう中小企業の段

階に至るまで業務上取り扱ひの責任者

を置いたり、それから届け出をさした

り、また構造設備につきましても、一定

の構造設備をつくらなければならぬ

ような基準を作成したわけにござい

ますので、従来のほとんど野放し状態

に比べれば、相当行政上の把握の対象

にはなり得るし、またそれぞれの事業者

におきまして、この法律、それに基づき政

令、省令の基準に従つて、十分な措置を

とつていただくように私どもは要望を

いたしたいと思つておるわけにござい

まして、この点につきましては通産当局

あるいは農林当局とも事前の話し合

いをいたしまして、政令、省令の段階にお

きまして、十分話をしようという事前の

了解はとつておるわけにございす。

○滝井委員 メッキ工場その他とい

ふのは、これは中小企業なんです。そ

うしますと、含有物その他構造設備に

至るまで厳重な監督をして、構造設備

のやりかえをやらせる。それから沈

ん池等を掘らせようといふようなこと

になると相当金が要るわけにござい

す。これはコストにも影響してくるわけに

ございす。従来は、こういう取

り

り

り

り

り縮まりの強化をすることになれば、それらの毒物、劇物の含有物を使用し、運搬しているそれらの諸工場の設備構造の改善のための資金の融通その他いろいろものを、どういふ形で通産省と話し合つてやるのかということが一つ。それからいま一つは、一休いまままでこの毒物、劇物のための取り縮まりの費用として、この法律に関連する予算として予算書を見るけれどもわからぬのですが、幾らの予算をあなた方はお持ちなのか。それから、さいぜんの交付税でまわっている職員について、本職員に切りかえるということについてはナンソのついでで答弁がないので、す。こういうものについて、一体何か年計画くらいで——やはりあなたの手元に職員を置かなければ、兼任じゃどうもならぬですよ。あとで兼任のところでも尋ねますが、どうにもならぬわけです。そこらの点、まず資金の融通の問題、予算の問題、職員の本職員化、この三点について……

○熊崎政府委員 この法律改正案の施行に伴います中小企業等の構造設備その他につきましても金額は、私のほうで積算しますと、大体一工場五万円に満たない金額だと思っております。この点は通産当局と話し合いをいたしまして、必要な資金手当てにつきましても、業者自体の負担が困難な場合には、中小企業金融公庫その他から融資措置をとるような方法で検討するようにならなければならないと思っております。

それから交付税交付金から抱き起して、完全な補助職員としてやるかどうかというところにつきましては、これは私どもも来年の予算対策として、

その辺慎重に検討してまいりたいと思っております。それから毒物、劇物の法律の施行に伴います予算は、大体百五十万程度毎年計上いたして、おるわけでございます。

○滝井委員 政務次官、いまお聞きのとおりです。多摩川に青酸が流れ込んでたいへんだとあれだけ騒いだけれども、とにかく三兆二千五百五十四億の中で百五十万円です。わずか百五十万円でこの法律が一つ動くのですから、いかに毒物、劇物行政というものが日陰にあるかということがわかるわけです。こういうことでは、幾らここであなただけ百万円を費やしてりっぱな説明をしたって、うしろで与党の人がくすくすと鼻先で笑っているのです。これはもううちよつとがんばらなければいかぬですよ。一工場五万円というところになると、一体どの程度の工場が毒物、劇物の製造をやり、あるいは毒物、劇物の含有物を使つてやっているか。一工場五万円だとすると、日本全国では数は多いと思うが、どの程度の総額になるかということになります。

○熊崎政府委員 現在の工場で、この構造設備ができました場合に直ちに改正をしなければならぬ場合と、それから十分やれている場合とそれぞれあると思ひますが、本改正に伴ひまして規制の対象になります新たな工場数は、われわれのほうでは、大体五万工場くらいが対象になるというふうに考へております。

○滝井委員 そうすると、五万、五万で二十五億、これだけの金が出ますか。一工場五万円ですわすかのようだけれども、五万工場ですからね。これを

やらぬことには話にならないのですよ。この法律をつくつて構造設備の改善を命令していくわけですよ。命令しないことにはどうにもならない。すでに私の故郷の速買川を見てみたら、真っ黒い水が流れている。小学校の生徒に図面をかかせる時、水の色を水色に書かない、黒くかく。今度は、石炭を洗つた洗炭水は黒いから、すぐ目に見えてわかるけれども、これは滑らかな水だと思つて飲んだところが、そこには青酸が入つておつた、これでは困る。やるからには、法律を出すからには、法治国家であるから、池田さんではないが、うそを申しませんと言つてうそを言われては困る。法律を通したら、きちつと実施しなければ困る。そうすると、一工場五万だけれども数が五万だから、一つの工場に五万円の融資体制をつくらなければいかぬわけですよ。それはできるでせよ。通産省と話し合つてやるとおっしゃっているのです。が、具体的にできることについておいてもらわなければ話にならぬわけですよ。

○熊崎政府委員 対象になります事業体としては、非鉄金属製造業とか、あるいは金属製品製造業、機械製造業、電気機械器具等の製造業、その他いろいろ業態があるわけでありまして、むろん構造設備その他の廃棄基準ができました場合、その政令、省令の事項につきましても、各工場において十分その基準に従うような措置をしていただくつもりでありまして、資金的な手当て等につきましても、各業種でやれるところとやれないところ、またどうしても資金的な手当てが必要だというところも出てまいらるだらうと思ひます。全部が全部資金的な手当てをし

なければならぬという性質のものばかりでもないだらうと思ひますので、この点は、法律施行後十分に通産当局とも相談しまして、先生御指摘の資金的な手当てにつきましても、真重に措置してまいりたいと思ひます。

○滝井委員 そのくらの答弁で黙つておきましょ。職員の問題も、補助職員にするということについては、来年の予算でその対策を検討するということですから、これも、各県に二人や三人は補助職員のおおるような体制をぜひつくつていただくことを要望しておきます。

それから、保健所に千三百二十二人の毒物、劇物の監視員が兼任であるのです。これは保健所のどういふ職員が毒物、劇物の監視員を兼任しておるのですか。

○熊崎政府委員 私どもの法律が、毒物劇物法以外に薬事法等の仕事も業務局の仕事として監視の体制に置かなければなりませんので、薬事監視員等が兼任をいたしておるのに御了解いただきたいと思ひます。

○滝井委員 そうしますと、薬事の監視員は、薬局が全国で五、六万あります。五、六万の薬局を監視をし、それから今度は、五万のこれらの工場を監視するわけですね。そうしますと、いままで薬局が五、六万あるのを監視しておつたのを、また新たに五万ふえるわけですね。これから構造設備その他を見ていかなければならぬ。これは新たにふえるのと同じなんです。すると、いままでの倍になるのです。そうすると職員は、少なくともこれは四千人くらいにしないといふ見れぬことになるのです。兼任でもいいから、四千人くら

いにならなければいかぬ。こういう体制をつくらぬことには話にならないので、もしあなたの方が、今度新しい法律をやつたのだから、人間サービスの保健所を、今度工場、事業場を検査する方向にかり立てるといふことになれば、人間サービスがおろそかになる。そうすると、若松さんのほうの公衆衛生はますますだめになる。だから、こちらの配慮というものをよほど慎重にやつておいてもらわぬと、新しい行政は次から次に法律をつくつてつけ加えていくけれども、その受け入れ体制の人的機構が整備しないといふことになると、やはり同じところに同じような姿で災害が起つてくる。忘れたら、いよいよね。薬事監視員ではちよつと気の毒ですよ。若松さんどうですか。そういう形で兼任させてもらつて、あなたのはうはだいたいよぶです。麻薬だ何だ、薬事監視員は食品のことからいろいろやらなければいかぬでせよ。ところが食品の監視その他ばかりでなくて、工場に行つて排水その他がうまくいっておるかどうか、全部五万の工場を見るのですから、そこまではあなたのはうの仕事はできないですよ。これは、そうでなくてさ、あとで出るので、保健所の職員は不足で、充足率が七割かそこらくらいでどうにもならないという状態でしょう。それを今度、工場に薬務局の工場の監視、構造設備の改善の状態等見て回らすということになれば、これは平重盛と同じですよ。忠ならんと欲すれば孝ならず、孝ならんと欲すれば忠ならず、一体どうしたらいいのか、そこらの調整を、両局長そこにいらつしや

るので、若松さんそれで一体だ
いじょうぶですか。

○熊崎政府委員 毎年毎年、薬事監視
あるは毒劇の監視につきまして、非
常に業務量が多くなりつつあること
は、私も十分認めておるわけでござ
います。先生御指摘の増員その他に
つきましても、今後十分努力してまい
りたいと考えております。ただ、このたび
の毒劇の法律の改正の中身に、そうい
う従来手の及ばなかつた工場等に、新た
に業務上取り扱い責任者ということ
で薬剤士の資格を持つておる者、あるいは
それと同じような程度の知識を持つて
おる者を責任者として置くようになって
おりますし、また業務上取り扱い者の
義務といたしまして、いろいろな事
故が発生した場合には直ちに保健所
あるいは警察署に届け出るような義務を
課し、また常に平生から保健衛生上の
配慮を加えるような業務取り扱い者の
責任も新たに法律の規制の中に入れて
おるわけでございまして、こういう
方々の教育訓練と指導等も今後十分徹
底をいたしまして、監視をすると同時
に、監視しなくても十分基準が守ら
れ、また保健衛生上の措置がとられる
ような行政指導を徹底してまいる所存
でございますので、その点御了解を
いただきたいと思ひます。

○滝井委員 監視しなくてもいいよう
な体制ができれば一番いいのですけれ
どもね。石川五右衛門でないけれども、
浜のまさごと盗人はなかなか絶えない
ように、なかなか盗人も問題が多いで
すよ。ひとつしつかりやるようにして
ください。

もう一つ問題があるのです。それは
農薬です。当初いろいろ農薬が使われ

始めた昭和三十一年、三年ごろは、千
七、八百件くらいいろいろな事故が
あった、中毒やら自殺やら。最近千
件、三十八年は千九十八件くらいに
減っておりますね。しかし依然として
相当の農薬の被害があるということ
です。そこで最近、御存じのとおり、農
薬があらゆる野菜類、果樹の類に使
れ始めたわけですね。それから抗生物
質ですね。それが魚の腐敗を防ぐため
に使われておりますね。こういう防腐剤
あるいは毒物、劇物の類、特にしほ
つて質問をしたのは、野菜やくだも
のに使われる農薬ですね。これは一
体、人体に害がなくなるという認定
は、どういふように農民に指導をや
つておるのか。たとえば桃の木、ナシの
木にボルドー液をかける、あるいはホ
リドールをかける、あるいはメタシス
トックスというのですか、これは有機燐
の製剤ですね、毒性が非常に強いの
です。こういうものをかけたときに、三
日か四日その実を取り、あるいは白
菜を切つて出したというときには、こ
れは明らかに人体に害があるのです
ね。こういうものの指導が、毒物、劇
物の取り扱い上、最近非常に重要に
なつてきた。生産を上げようとするた
めには金肥を使う。堆肥その他も使
けれども、主として硫酸その他の肥料
をどんどん使つていく、同時に農薬を
散布していき、こういう形ができて
いるわけですね。だから日本の晩秋の詩的
情緒を保つておつた赤トンボなんとい
うものは、いなくなつちやつたです
わ。セミもだんだん少なくなりつ
つある。チョウチョウなんかなくな
る。一般にそういう昆虫類は農薬で
死滅するが、同時に人間自身も危機に

さらされる状態が出てきたわけでは
ない。こういう指導というものは、農
省にまかせてしまふのですか、それ
も毒物、劇物なんですから、有機燐製
剤というのは明らかに農薬の含有物
です。こういう指導というものは一体
どうしておるのかということですね。

○熊崎政府委員 農薬につきましての
法律的な規制は、農林省で所管して
おりますが、毒物劇物取締法のほう
で農薬の問題が登壇する場合がございます
ますが、毒物劇物取締法のほう
で取り締りを行つておるわけでござ
います。最近農薬の事故は漸減はし
てまいりましたけれども、しかし依然
として事故は絶えませんが、毎年定
期的に農林省と厚生省と共催いたし
まして、農薬被害防止運動を大々的に展
開をいたして、農薬事故の防止につと
めておるわけでございます。ただ、農
薬の毒性の強いものが出てそれが使
われておる場合に、先生御指摘のよう
に、それが野菜その他、残留毒性とい
いますか、毒性が残留するということ
で、関係者の中でも非常に憂慮され
ておりました。この点は、私もとし
ましては、これまでに農薬の衛生試験法
という試験法を、約一年にわたりに
て、衛生試験所その他学者先生が主
体になりまして試験法の確立を急ぎ
いたしましたと同時に、また残留毒性
の問題はきわめて重要な問題でもござ
いますので、今年から来年にかけて
大々的に各学者に呼びかけまして、
残留毒性の許容限度その他につきまして
の本格的な審査をお願いするような措

置をとり、また将来とも至急作成す
るためにこれをとつていきたいと思
はれておるわけでございます。しかし、最近
の農薬の製造技術の非常な進歩に伴
ひまして、従来使われてきた、たと
えばパラチオン等は、常時使われて
おるわけでございますけれども、パラ
チオン等につきましては毒性は非常に
強いものではございますが、しかし科
学技術の進歩によりまして、毒性は
非常に弱くなつて、しかも農薬とし
て有効であるというので、たとえ
ばスミチオンとかいうふうな新
薬ができてつづつあります。ただ、
依然として非常に製造工程が複雑な
ために価格が高いという難点もござ
いますけれども、これがマスプロの
段階に入つてまいりますれば、な
るべく毒性の低いものを使うという
方向で、この方面からもひとつ農
林省と相談いたしまして、その面
の転換をはかつてまいりたいとい
ふふうなことを寄り寄り相談を
いたしておるわけでございませ
ぬ。

○滝井委員 そうすると、残留毒性に
対する明確な指導方針というものは
まだ立っていないわけですか。これ
から学者と相談するというのは、立
っていないのですか。

○熊崎政府委員 結局これは、食品
その他を含めまして残留毒性を、許
容限度はどの程度にするかという
きわめてむずかしい技術的な問題
になるわけでございます。まず衛生
試験法を作成するというのが第一で
あり、その試験法が作成されたあと
におきまして残留毒性の問題をき
めていくということになるわけ
でございます。日本の風土、それ
から日本人の体質に合った許
容限度というものはこれを確立し
なければなりませんので、外国で
取り上げましたものは重要な参考
資料になりますけれども、やはり
日本の風土、日本人の体格その他
に合わせまして許容限度の作成は
大いに急がなければならぬとい
うことですね。現在私も本格的な
仕事として取り組んでまいり
たいと思つておるところでござ
います。

○滝井委員 そうしますと、農薬を
病虫予防に使う時期的な基準とい
うものがおよそないと、これはたい
へんなことになりませんか。これは
毒物劇物取締法の対象になるわけ
なんです。当然、学者が具体的な
基準を出す前に、現実に使われて
おつて、そうしてブドウにしても
リンゴにしても、ほとんど切られて
市場へ出てくるのですから、決
して農民は、それをいまはやりの
洗剤で洗つて持つてくるのじゃな
いのですか。あれは洗つて持つて
きたら粒が落ちたり腐つたりし
ますから、そのまま切ると、その
まま持つて持つてくるのです。そ
うしますと、子供はそのまま洗
わずにまた食うのですから。だ
から数年前に、リンゴに毒があ
るといふ騒ぎが、そんなことがあ
るのです。それを、そんなことは
ないと打ち消しておるわけでは
ない。しかしそれは、消毒をして
から一定の期間を置けば、風雨に
さらされて自然に残留の毒性が
消えていくわけでしょう。そう
すると、やはりしつかりと農
民には、あなた方がリンゴの実
をとるときには、そのとる時点
からさかのぼつて一カ月なら一
カ月、二週間なら二週間前まで
に、一切の病虫害の防

ささらされる状態が出てきたわけ
で、農林省にまかせてしまふの
ですか、それとも毒物、劇物な
んですから、有機燐製剤というの
は明らかに農薬の含有物です。こ
ういふ指導というものは一体ど
うしておるのかということですね。

○熊崎政府委員 農薬につきましての
法律的な規制は、農林省で所管して
おりますが、毒物劇物取締法のほう
で農薬の問題が登壇する場合がございます
ますが、毒物劇物取締法のほう
で取り締りを行つておるわけでござ
います。最近農薬の事故は漸減はし
てまいりましたけれども、しかし依然
として事故は絶えませんが、毎年定
期的に農林省と厚生省と共催いたし
まして、農薬被害防止運動を大々的に展
開をいたして、農薬事故の防止につと
めておるわけでございます。ただ、農
薬の毒性の強いものが出てそれが使
われておる場合に、先生御指摘のよう
に、それが野菜その他、残留毒性とい
いますか、毒性が残留するということ
で、関係者の中でも非常に憂慮され
ておりました。この点は、私もとし
ましては、これまでに農薬の衛生試験法
という試験法を、約一年にわたりに
て、衛生試験所その他学者先生が主
体になりまして試験法の確立を急ぎ
いたしましたと同時に、また残留毒性
の問題はきわめて重要な問題でもござ
いますので、今年から来年にかけて
大々的に各学者に呼びかけまして、
残留毒性の許容限度その他につきまして
の本格的な審査をお願いするような措

置をとり、また将来とも至急作成す
るためにこれをとつていきたいと思
はれておるわけでございます。しかし、最近
の農薬の製造技術の非常な進歩に伴
ひまして、従来使われてきた、たと
えばパラチオン等は、常時使われて
おるわけでございますけれども、パラ
チオン等につきましては毒性は非常に
強いものではございますが、しかし科
学技術の進歩によりまして、毒性は
非常に弱くなつて、しかも農薬とし
て有効であるというので、たとえ
ばスミチオンとかいうふうな新
薬ができてつづつあります。ただ、
依然として非常に製造工程が複雑な
ために価格が高いという難点もござ
いますけれども、これがマスプロの
段階に入つてまいりますれば、な
るべく毒性の低いものを使うという
方向で、この方面からもひとつ農
林省と相談いたしまして、その面
の転換をはかつてまいりたいとい
ふふうなことを寄り寄り相談を
いたしておるわけでございませ
ぬ。

○滝井委員 そうすると、残留毒性に
対する明確な指導方針というものは
まだ立っていないわけですか。これ
から学者と相談するというのは、立
っていないのですか。

○熊崎政府委員 結局これは、食品
その他を含めまして残留毒性を、許
容限度はどの程度にするかという
きわめてむずかしい技術的な問題
になるわけでございます。まず衛生
試験法を作成するというのが第一で
あり、その試験法が作成されたあと
におきまして残留毒性の問題をき
めていくということになるわけ
でございます。日本の風土、それ
から日本人の体質に合った許
容限度というものはこれを確立し
なければなりませんので、外国で
取り上げましたものは重要な参考
資料になりますけれども、やはり
日本の風土、日本人の体格その他
に合わせまして許容限度の作成は
大いに急がなければならぬとい
うことですね。現在私も本格的な
仕事として取り組んでまいり
たいと思つておるところでござ
います。

○滝井委員 そうしますと、農薬を
病虫予防に使う時期的な基準とい
うものがおよそないと、これはたい
へんなことになりませんか。これは
毒物劇物取締法の対象になるわけ
なんです。当然、学者が具体的な
基準を出す前に、現実に使われて
おつて、そうしてブドウにしても
リンゴにしても、ほとんど切られて
市場へ出てくるのですから、決
して農民は、それをいまはやりの
洗剤で洗つて持つてくるのじゃな
いのですか。あれは洗つて持つて
きたら粒が落ちたり腐つたりし
ますから、そのまま切ると、その
まま持つて持つてくるのです。そ
うしますと、子供はそのまま洗
わずにまた食うのですから。だ
から数年前に、リンゴに毒があ
るといふ騒ぎが、そんなことがあ
るのです。それを、そんなことは
ないと打ち消しておるわけでは
ない。しかしそれは、消毒をして
から一定の期間を置けば、風雨に
さらされて自然に残留の毒性が
消えていくわけでしょう。そう
すると、やはりしつかりと農
民には、あなた方がリンゴの実
をとるときには、そのとる時点
からさかのぼつて一カ月なら一
カ月、二週間なら二週間前まで
に、一切の病虫害の防

ささらされる状態が出てきたわけ
で、農林省にまかせてしまふの
ですか、それとも毒物、劇物な
んですから、有機燐製剤というの
は明らかに農薬の含有物です。こ
ういふ指導というものは一体ど
うしておるのかということですね。

除の消毒は終わらなさいというより具体的な指導をしないと、消費者がたいへんですよ。そこらの大ざっぱな基準というものをいまつくって、まず流しておいて、それから具体的な、詳細な、科学的なものは、なるほど学者諸先生によってもう一回やってもらうという事は必要ですけれども、この法律ができてからおやりになるのはいいです。しかし、とりあえずのものは、いままでの法律でやはりやっておられると思うのですが、それはどういふ方針でやっておられますか。

○熊崎政府委員 農薬の危害防止運動というものを、私どもは本格的に、非常に強力にここ数年にわたって指導してまいりました。それで各都道府県、市町村を通じて農薬団体、あるいは農林省の農薬改良普及員、あるいは民間団体であります防除業者、そういうものと稟の衛生、業務課、それから農林部、所管官庁とよく連絡をしながら指導書をつくり、また根本的な散布にあたっての指導を徹底するように現在やっておるところでございます。十分危害のないような措置をとるよう、講習会その他を徹底的に繰り返して行なっています。十分な指導をやっておるつもりでございますけれども、何ぶんにもまだまだ末端におきましては、たとえば農薬につきましても、あふないという知識が不十分のために、農薬協同組合あたりでも、その農薬の取り扱いが多少ルーズにされておる。したがってそのあと始末も十分でない、また散布したあとの取り扱いにつきましても、必ずしも御指摘のように十分な態勢になつておらぬ点はあると思ひますけれども、今後ともさらに指導を徹底して

やつてまいりたいと思つております。○滝井委員 非常に専門的になるから具体的なことは聞きませんが、これはあるはずですよ。ホリドリルならば一週間たなければ、果樹なら果樹はとつて売り出してはいかぬというのがあるのです。それをひとつしつかり徹底させてやつて下さい。

それから農薬の被害が起ると、吐きけを催して頭が痛くなつて神経が麻痺するわけですが、保健所にバムでしか、薬を置いてあります。これはいまだどういふ使用状況になつておるのか。

○熊崎政府委員 いわゆる農薬中毒の中にも、有機燐酸の中毒といふのが、それと有機燐酸の中毒と、二種類が大きな中毒の中身になつておるわけでございますけれども、いわゆるバムといふ薬は、あの薬は有機燐酸の中毒のほりに非常にきつとすることになつておりました。一方の塩酸のほうの中毒につきましても、現在まだ完全な治療法というものは発見されておらないというふうに私どもは承つておるわけでございます。ただ、残念ながら、バムの使用状況等につきましては、私ども十分な資料を持つておりませんので、やはり製造量その他の点もございまして、中毒が起つた場合に直ちにこれを治療できるような態勢は、今後の重大な研究課題として、新しい薬の開発、またでき上がつております既に成剤の使用等につきましても、今後、先生御指摘のとおり十分関係団体と連絡をいたしまして、万全の措置をとつてまいりたいと思ひます。

○滝井委員 いまの、バムを保健所に備えておるから、農薬、特に有機燐酸の

中毒患者を見たらすぐに電話をしてください、保健所にありますから、みな医療機関に配付してあるのです。とにかく全国に千件以上もあるわけですから、どこから一体その薬が出て、そしてどういふ使用状況かということぐらいはわからなければ、話にならぬですよ。毒物、劇物にあなただのほうは専念してのるわけでしょう。バムを保健所に備えておるが、いざというときに、はやくに申し出て下さい、保健所にありますからといつて宣伝しているのに、それがどういふ配付の状態になつておるか、どういふ使用状況になつておるか、わからなければ話にならぬじゃないですか。これは注射液で

○熊崎政府委員 非常に恐縮でございますが、私ども、ちょうど田植え時期に入りまして五月から六月にかけて、被害防止運動といふものを国民運動として徹底的にやるという事になつておりました。その段階におきまして、有機燐酸の中毒があつた場合には保健所のほうでどういふ薬がありますかといふことを徹底的に知つていただくようにPRにつとめておるわけでございますが、まことに恐縮でございますけれども、どの程度それが使われておるかという使用状況までは、実は調査ができておりません。今後とも調査いたしまして、十分その方法を研究してまいりたいと思ひます。

○滝井委員 あればただでくれるわけじゃない、売るわけでしょう。当然どこかで予算で買つて、そしてそれを各都道府県に配付しておるわけですからね。それから今度は医師が金を出して買つて、その金があったところか集まつ

てこなければならぬはずなんです。ね。まあ、いいです。それはちょっと、物の流れと金の流れ、こういふのを見きわめておつて下さい。そうしないと、また投書に書かれて、どここの保健所にバムがあるというから行つてみたけれども、保健所でバムがなくてくれなかつた、だからこの子供が死んじゃつたんだという事になる、あなたに責任がきますよ。しつかりして下さい。

それから条文のことですが、四条の二の、毒物、劇物の販売の登録を分けて、一般販売の登録、農薬用品目販売の登録と特定品目販売の登録と三つになります。そうしてそれぞれ省令で定めるものを販売していいわけですね。その場合の一般販売といふのは、これは何でも売ることができるといふことか。

○熊崎政府委員 さようでございます。いま

○滝井委員 そつとすると、この四条の三の、農薬用品目の販売と特定品目販売と二つに分けます。一般販売は何でも売ることができるといふことか、農薬用品目も特定品目も売ることができるといふことか。農薬用品目というのは常識で農薬関係といふことがわかる。特定品目といふのは一体どういふことになるのか。その省令で定めるものですね。

○熊崎政府委員 特定品目といふのは、たとえば塗料用剤の販売であるいはクリーニング用剤の販売等の特定の業種を意味しております。それは農薬用品目と比べて取り扱ひ上の危険度は低い毒物及び劇物といふふうにお考へいただきたいと思つてござ

ざいます。大体十二品目で、その十二品目及びその製剤が予定されております。

○滝井委員 農薬品目といふのは、農薬を使う非常に大きな層があるから、これはわかるわけですね。塗料用剤とかクリーニング用剤、洗剤ですね。こういうものを特定品目として一般販売から独立させなければならぬという何か特別の理由があるのですか、十二品目だけ特に特定品目販売として、いままで、旧法ではそういうものはないわけですね。一体どういふ理由から新法で新しくこういふものをつくらなければならぬようになったのか、その立法の背景といふものはどういふことだったのか。

○熊崎政府委員 今回このような販売の登録を三つに分けた点は、ただ取り扱ひ上このように分けただけでございまして、中身は従来と全然変わつてないわけでございます。したがつて従来を説明すればおわかりと思ひますが、従来は販売の登録は一本になつておりましたが、その品目の登録をまた別にとるといふことになつておりました。従来ともこのようになつておりました。ただいま私が申し上げました二品目程度の品目につきましても特定品目として、登録をしておる販売品目としまして、登録をしておる場合に一本でございまして、その販売品目の登録をやる場合に、その登録された販売品目の事業管理人ですか、古い法律では事業管理人でございまして、その事業管理人の試験をその特定品目についてやるという形になつておるのを、これを一々登録品目が変わるごとに新しい品目を取り扱ひたいと

ざいます。大体十二品目で、その十二品目及びその製剤が予定されております。

ういった方法を原則とする、そういうふうなやり方になっておりますけれども、現行の問題としてしましては、ただいま先生お話しのように、毒物、劇物の種類によりまして分解なり、中和なり、あるいは希釈の方法も異なるわけでございますから、非常にたくさん使われる機会が多いそういう毒物、劇物については、できるだけ品目ごとにそういう方法を定めていく、こういうふうな方法をとりざるを得ないと思っております。そのようなことの内容を定めますために、現在厚生省の付属機関としてございます中央薬事審議会、この中に毒物劇物特別部会というものがござります。その特別部会に厚生大臣から、毒物、劇物の廃棄基準についていかにすべきかということをお諮りいたしております。その大體の結論がことしの秋ぐらいには出る予定になっております。

○滝井委員　そうしますと、その技術上の基準は薬事審議会でおきめになるというが、実はいままでの十五條の二は、この新旧対照表の上の欄をごらんになると、「毒物又は劇物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければならない」と書いてあるわけでしょう。いままでと変わっていないわけでしょう。いままで使っていないわけですか。

○横田説明員　ただいま申し上げましたように、現行の政令で、分解とか中和とか希釈とか、そういうことをしなくては捨ててはならない、そういう抽象的な規定があったわけでありまして、それが結果的に分解せずに捨てられておりますと、十五條

の二の違反ということになるわけでございますが、現実の問題としてしましては、同じ分解にいたしましたも、物によって技術的に非常にむずかしいことがあり得るわけでございます。したがって、先ほど来の御質問の際に局長からお答えいたしましたように、中小企業等が多数ござりますので、ただ分解しなさいと言いましても、どのような方法で分解するかということを目定めておりませんと、従うにも従っていただけぬという問題がござりますので、抽象的な条文をさらに技術的に肉づけをしていきたい、そういうふうなやり方をしたいというところでござります。現在でも、規定自体は、多少抽象的でございますけれどもござります。

もう一つ一番の問題は、現行法では、毒物、劇物それ自体についてだけの廃棄を十五條の二は問題にいたしておりますけれども、メッキ工場等では、御承知のようにシアン化ナトリウムの三％ないし八％溶液を使っております。三％ないし八％溶液は、それ自体毒物でも劇物でもござりません。それを含有する物でござりますので、現行法では非常に冷たく解釈をいたしまして、そのものを捨てること自体が十五條の二の違反になるかどうかということについては、おそらくならないという解釈のほうが法定解釈だという問題がござりますので、今度はそういう含有物まで含めまして、廃棄する際には、事ごまかに規定されるその技術上の基準に従って廃棄していただき、こういうふうな改正をしておるわけであり

ます。

○滝井委員　そうしますと、結論的に言うと、いままでではこうして技術上の基準に従わなければならないという法律はあったのだけれども、具体的な技術上の基準がなかった。そこで今度は、含有物や毒物、劇物を使う工場まで含めるんだから、したがって今度は具体的な基準を薬事審議会にはかつてつくります、こういうことですね。わかりました。

そうしますと、同じようなことにならるが、十六條の二の事故の際の措置ですね。一番最後の「保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない」というところが関連が今度出てくるわけですね。具体的なか中和とか分解とかいうような、そういう科学的な操作をやる基準がわからなければ、応急措置というものがなかなか出てこないですね。応用問題がきかないわけですね。当然これも、新しく改正された条文になるのです。が、こういう応急的な措置については、同時に薬事審議会の方針をある程度、こういう応急措置はこうやるんだというのをきめてやることになるの

ですか。

る、こういうことにならうと思っております。

○滝井委員　その場合に、その応急措置をやるのが保健所と警察なんです。警察はどこでもそういう技術的なものを知っている人がおるわけではないのです。いまの日本の警察というのは治安警察が主たるものになって、昔のように衛生警察はないわけですか。したがって、これは保健所ということになるのです。そうすると、大きな十五万とか二十万の市か郡に一つしかないような保健所ですから、さあ川の中に青酸が流れているぞといって、なかなか応急措置といったって、よほどこれは行政的な周知徹底をやっておかないと間に合わないですね。と、おまわりさんが堤防の上を

行ったり来たりしておるだけではどうにもならぬので、やはり直ちに科学的な操作をやる形をとらなければならぬということになるのです。これは犯人を逮捕するわけではないのだから、究極的に毒物、劇物を川の中に流し込んだ犯人はどことだということになればおまわりさんが要るのだけれども、とにかく応急措置はそういうものではないはずなんです。こういう点は、ぜひひとつ行政上の周知徹底をしっかりとやらせてもらいたいと思

います。

だんだん逐条的になります。二十三条の手数料です。麻薬取締法では全部手数料を改定したんですね。引き上げたんです。私は引き上げよと言っているのではないですよ。だけれども、一國の行政が、非常に物価が上がって役所の事務費その他がかかるんだから、麻薬取締法は手数料を上げますとい

引き上げたわけですね。ところが同じ業務局所管の毒物、劇物の手数料はそのままなんです。これは私たちがやましく言ったからそのままにしたのですか、それとも何か理由があつてそのままにしたのでしょうか。

○熊崎政府委員　麻薬取締法の手数料の改正は、実は法律ができてから十年間手数料の改正をやられておらなかったわけでありまして、それで昨年の大改正をやる時に手数料の改正をしたわけでございますが、この手数料は、法律ができましたのは二十五年でござりますけれども、その後手数料の改正をいたしておりますので、十年間全然やらないということではござりません。途中で手数料の改正をいたしておりますので、今回は手をつけてない、こういうことです。

○滝井委員　首尾一貫をしなければいかぬのですから、私は値上げ反対なんです。反対ですけれども、同じ業務局の所管で、麻薬というものは非常に毒物、劇物に近いのです。それを、これはいま物価が上がって人件費その他も高くなったからといって上げただけども、こちらのほうはそのままというところも、ちょっとこれはアンバランスになる可能性があるのです。私、これは上げないほうがいいと思っております。何か片や上げて片やそのままということも、同じ手数料ですから、この前の手数料を上げる理由の説明のしかたはそういうものじゃなかったのです。物価が上がっているというところ、費用もかさむようになったところ、みんなお上げになったのです。ところが今度はお上げになっていないよう

ですけれども、これは善政ですから、池

田内閣のたつた一つの善政は、業務行政において手数料を上げなかつたというところにあらわれておるといふのは、ちよつと涙が出ますよ。

これで今度は保健所のほうに移りますが、その前にちよつと農業による事故対策について伺います。

御存じのとおり、日本農業といふのは非常に危機的な段階を迎えているわけですね。そして農村からはたくさんな労働力が、一年に七十万程度流出してしまつておられます。したがって労働力の不足というものは、三ちゃん農業といわれまして、じいちゃん、ばあちゃん、かあちゃん農業といわれますけれども、そのほかに、一方においては相当の機械化が進んでいるわけですね。その結果、農村における新しい労働力の流出によって、日本農業といふものは非常に危機的な段階にあるが、激しい変貌状態を続けていることは、労働力が女性化し、高齢化するともに、一面進歩的な面としての機械化といふものが進行しているわけですね。いわば非常に封建的な農村の人間関係といふものが急激に変化を遂げているわけですね。そういうところに農業における自殺、他殺といふのが、これをこらんとするに非常に多いのです。三十二年で自殺または他殺が六百八十六で、三十七年が八百二十三、三十八年が七百三十八と、三十二年、三十八年が比べてむしろ増加傾向にさへあるといふことなんでしょう。やはり毒物、劇物の取り締まりをやる業務局としても、これは農林省だけにまかせておくわけにはいかぬと思つておられます。これは人間の機微に触れる問題といふものは、農林省よりか厚生

省のほうがいいのです。厚生省はやはり人を扱う省ですから。だからこゝろ集団中毒の問題その他が出てくる、自殺、他殺の問題が出てくるわけですから、農業による事故対策といふものを、何かあなたの方で具体的に省議でも決定を出したことはありますか。

○熊崎政府委員 農業の被害の防止につきましましては、先ほどから申し上げておられますように、農林、厚生両省でその事故防止を強力に推進していただくのでございまして、毎年四月の初めに厚生事務次官、農林事務次官通牒をもちまして、農業被害防止運動の実施につきまして、その細目を通牒でもって流しておきます。それで最近の農業の事故につきましましては、残念ながら先生の御指摘のように、依然として自殺、他殺の事故が多いわけではございまして、これがむしろ漸減するといふよりもふえておる年もなきにしろあらずで、私どもも非常に心配いたしておるのでございまして、事実上農業の被害防止運動の実態をあらさすに申し上げまして、農林省のほうは、何と申しましたも葉の知識は、私のほうの所管と違ひまして乏しいものでございまして、農業被害防止の月間運動等につきまして、学者を動員し、あるいは農業の事故防止につきましましての知識を普及するといふために、県で主催する講習会等に学者を派遣するとか、あるいは関係官を派遣するとかいふことにつきまして、全面的に厚生省のほうにおぶさつておるような状況でございまして、たまたま月間運動につきましても、私どももあるいは課長その他関係官が随時いろいろな報道機関その他にも呼び出されまして、その被害防止の徹底を鼓吹いた

しておるわけではございまして、今年度の重点項目も、たとえば例を申し上げますと、血液及び尿検査の実施をするとか、あるいは立ち入り検査を徹底するとか、また最近空中散布の事態が非常にふえてまいりますので、空中散布の実態調査をするとか、空中散布をやる場合の散布の基準等も、この実態調査をやることによりまして今後ともきめていくということをおもひはやつておるわけではございまして、ただ、農業事故の問題は、先ほど先生御指摘のように非常に農村人口が減つてまいりまして、オーバーワークになつておる。この農業を使用する場合には、健康な状態であれば散布することを避けるようにつとめて呼びかけておられますけれども、何としても人手が足りない。したがつて、たとえば妊娠直後の家庭の主婦まで、こゝろい者は絶対にやつてはいけないといふのに、かり出されて農業散布に加つて事故を起こしたといふような、日本の農業の実態的な問題に影響のあるような事態から発生する事故も多いわけではございまして、今後ともそういう事故をなくすように、私どもも強力に推進してまいりたいと思つておられます。

○滝井委員 毒物劇物取締法の一部を改正する法律案については、大体質問を終わりました。それで、これから保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法に入りますが、理事さんの方から、そこでちよつとストップをしますで、これであつて命令でございまして、これでちよつとやめて午後続けたらと思つております。なお、あと少し公害のことがありますが

から、業務局は関連がありますから残つておつてもらいたいと思つております。○田口委員長 午後一時三十分まで休憩いたします。午後零時三十分休憩 午後一時五十分開議 ○小沢(辰)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

○伊藤(よ)委員 たいだいま議題となつております毒物及び劇物取締法の一部改正の法律案に関係があると思つておられますが、よく言つて保健所の事務のことにも関係してまいりますし、ちよつと緊急な問題でございまして、一言御質問を申し上げたいと思つておられます。最近、御承知のように、輸血による血清肝炎の頻発から、あらためて売血制度が問題になつてまいりまして、いわゆる黄色い血だとかよれた血だとかいふような見出しで盛んに新聞等で取り上げられてまいりましたし、先日は参議院の社務でもこのことを問題として取り上げられたやうでございまして、当然これは衆議院の社務委員会の問題として取り上げて、これの解決をしなければならぬ問題ではないかと考へるわけではございまして。

指導がされるべきであつたと思つておられますし、その点について、いままでたいへん手抜かりと申しましょるか、見過ごされてきたのじゃないかと思つておられます。今日、御存じのように、新聞なりあるいは資料によりまして、輸血によるものが現在の輸血の中ではとんど九〇何％くらいになつておるやうでございまして。こゝろいことから今日のような事態が起きてくるのは、私は必然じゃないかと思つておられます。そこで、このいまの売血制度といふのができましたのは昭和二十六年でございまして、そういうこと自体、本来で言へばかなりこれは非人道的なことじゃないかと思つておられます。いままで、やむを得ないからといふやうなことでございまして、今日までおられるやうなことでございまして、売血者のほうの側から言へば、大部分の人がいわゆる常習の売血者のやうですが、貧困のためにやむなく血を売つて、そしてするすると売血を行つておるといふやうなこと、本人もたまたびとるのとはかたに、現在の血液銀行などの勧誘に引きずられておられるといふやうなことが多いいのではないかと考へます。こゝろいこと、貧困、売血、そして廃人、そしてまた貧困といふやうなコースが繰り返されているわけではございまして、これを受ける側からは、当然のことですけれども、せつなく血を買つて輸血をしてもらひましても、それが黄色い血だとかよれた血だとかいふ輸血による効果も少なくなる上に、また、たいへんいふ問題になつておる血清肝炎といふやうなおそれるべき病気が非常に発生

私がいまさら申し上げるまでもないことではございまして、売血の問題はたいだいま以前から問題になつておることではございまして、今日医学の発達によつて、従来は死病だとされておいたものが手術によつて命を食いとめるやうになり、当然のことではございましてけれども、輸血の需要が高まつてまいりておるわけではございまして。今日こゝろいところへ追ひ詰もられない先に、私はいままでに厚生省として何らかの行政

しているのじゃないかと思ひます。また統計によると、現在ではそれが輸血の二、三割にもなるんじゃないかというように、ことをいわれておられます。これは、私はたいへん大きな問題だと思ひるのでございます。先日、二十三日でございませうか、閣議でも小林厚生大臣が、献血制度の推進について、国の具体的対策が欠けていたことは事実であつて、血液行政の転換をはかる考えを明らかにされたという記事を新聞の記事で拝見したのでございます。おくれはせながらこういうことを厚生省でもお取り上げになつて、対策をおやりになつておられることはたいへんけっこうでございます。もう、どうも新聞で拝見しただけでは、解決はなかなか容易ならぬことだと思ひるのでございませう。この点について、国会も、機会になりますので、私も困に際しましてこの問題はどうかと聞かれた場合に、実は答弁に困るわけでありまして、厚生省は具体的にどういふ対策を持つておられるか、その血液行政の転換をはかる考えを明らかにされたというところでございませうので、それについてお伺いをしたいと思います。

熊崎政府委員 医学、医術の進歩に伴ひまして非常に手術が盛んになり、手術に用いられます血液の需要が非常に多くなつてまいりましたことは、これは事実でございます。最近のこの四、五年の間に血液の供給量は二倍半程度になつてまいりまして、現在大体五十九万リッターくらい供給をいたしておるわけでございます。その血液の供給が、御指摘のように固定した充血常習者から九七〇程度とられておりました、その事実が現在問題になつて

いるわけでございます。この固定充血常習者から採血をするということにつきましては、厚生省としましては決して望ましいことでもなし、また何とかして固定充血常習者を一掃して、正しい献血運動なりあるいは預血運動でもって血液の需要をまかなつていきたいというふうな考え方を、ここ数年來持つておられるわけでございますが、なかなか計画がスムーズにまいりませんで、今日問題になつておられるような事態に相なつておられるわけでございます。ただ、過去におきましては献血、預血量というものが非常にわずかでございまして、昭和三十一年、二年ごろは〇・三〇ないし〇・五〇程度の預血、献血の供給量でございましたが、その後日赤を中心として移動採血車の在庫補助を認めることになりまして、各県に日本赤十字社の血液銀行を設置し、その血液銀行に移動採血車を配置し、それが補助金を出しまして、現在二十数台の移動採血車を配置いたしておるわけでございますが、それによりまして、献血、預血のほうは、わずかに率は上昇してまいりまして、現在三〇程度に相なつておられるわけでございます。ただ、これでもって、私もこの制度を正しい方向に持つていくために、望ましい方向に持つていきますために、さらには、献血、献血の運動を促進したいというところで、各県にも呼びかけたいと思ひます。現在各県の主要なところにおきましては、その県の血液対策協議会みたいなものを設置いたしまして、最も効果をあげておられますのは、北海道あたりにおきましては、大体三〇程度は預血、献血でまかなうというふうな実績をあげておられるのでござい

ますけれども、まだまだ全国的にこの運動が盛り上がりつてまいりませんので、今後とも預血、献血によりまして供給をふやすように一そう努力をいたしたい、こういうふうな考えでおられるわけでございます。それから、従来移動採血あるいは血液銀行で採血をいたしておられますけれども、日本赤十字社の方々の非常に強い御要望もございまして、あまりにも採血の場所の規制がきびし過ぎるのではなからうか。もう少しオープン方式といひますか、移動採血車あるいは血液銀行内で採血する以外に、採血班が出かけていって、多数のグループが集まつておられるところでオープンで採血する方法を考えたらどうかというふうな御意見もございまして、今週の月曜日に薬事審議会の中の血液部会を開催いたしました。オープン方式についてどのように考えるかということも厚生大臣から諮問を受けたのであります。その諮問を受けた上で、血液部会として、その諮問には当面採血方式としてオープン方式を採用するかどうかを検討することが最も重要である。したが、いまして、オープン方式につきましては技術的な基準あるいはその可否について至急血液部会の下部機関にありまます調査会でもって技術的な基準を検討するようにとりうらな答申をいたしたいとおるわけでございます。片や充血制度をどんどんなくしていきますと同時に、移動採血車あるいは血液銀行による採血とあわせて、オープン方式も技術的な基準ができれば、それによりましてさらに献血、預血の運動

を推進してまいりたい、このように考へておる次第でございます。伊藤(よ)委員 たいだいま申し上げましたように、私はもう少し現実にそつち行政指導なりがもっと計画的に行なわれなければならなかつたと思ひるのでございませう。特に、滝井先生の御質問もありますので、私は簡単に終わりますが、充血者といへども、やはり手術をして輸血を受ける人と同じ人間なんぞでございますから、その充血によつてみずからの身を削るだけではない、廃人になり、あるいは消えてしまわなければならないとしたら、さういふふうなような充血制度のあり方あるいは血銀などのあり方の中に相当問題があるんじゃないかと思ひます。採血は、大体法規によるのが健康の上ではいいということになつておるようでございますけれども、いまいろいろ新聞やその他私どもの手元にある資料によりまして、多い人は一月に二百ccの四十本もつておるような人があつて、さういふようおる人は採血にあつての法規上の検査があると思ひます。それよりも、さういふことが通つておる現状というものは、御指導の立場からはいへんおかしと思ひます。さういふ点もぜひひとつ——もちろん大きくは、充血によつて生活を維持するといふようなことが大切でございますけれども、現実の問題としてさういふ点にもいままだ行政指導で非常に欠けておるのじゃないかと思ひますので、採血の検査、さういふものをぜひ厳重にしていただ

ますと同時に、もしいまおつしやるような方面が予算上できないから預血、献血の制度が進まないというふうなことがございませうたら、十分な予算をとつていただいたり、あるいはオープン採血が可能であるように、心配がないように、その点からも十分な御検討をいただいて、一日も早くさういふ問題でみんなが安心して輸血が受けられるような状態に早急にやつていただきたたいと思ひます。小沢(辰)委員長代理 関連質問を許します。竹内君。竹内委員 いま局長からインドア・オープン方式の検討をしておるというお話も承つたのでございます。保険的な考え方、つまり自分が必要とした場合に預けたものの何倍かの提供を受ける、さういふ考え方もあるように私も承つておりますが、さういふ方面も御検討になつておるのでございませうか。御説明願ひたいと思ひます。熊崎政府委員 現在、民間血液銀行のほうでは個人保険と称しまして、先生御指摘のようになん百cc分を出せば、五本ないし十本程度返すというところで個人の災害保険といひますか、さういふたものを実施いたしております。また母子血液保険といひますか、お産の際の血液ということであらかじめ血を預けるといふ方法も考えられておるわけでございますが、私どもの考え方は、さういふ民間の血銀の考え方を、充血制度にたよらずにさういふ形で伸ばすと同時に、やはり日本赤十字を中心とした献血運動もどしどし伸ばしていきたいというところで現在そ

の方策を進めておるところであります。

○竹内委員 もう一点お伺いします。私、読売新聞で拝見したところによりますと、いわゆる血清肝炎を防ぐために東大において退院者の追跡調査をやっておる、こういう記事を読んだわけで、非常に大切な調査だろうと思いますが、厚生省全体として何かそういう計画なり事業を実施しているかどうか、追跡調査というものを御説明いただけますか。

○熊崎政府委員 実は血清肝炎の問題は、最初のうちは原因がわかりませんで、学界でもどうもおかしいということであったのでありますが、最近になって、ここ二、三年非常に血清肝炎対策が問題になったわけでありまして、ただ、血清肝炎の原因自体が非常にわかりにくいという点があるわけでございまして、それです。大体肝炎のウイルスから移るのではないかとということですが、肝炎のウイルスを持っている人は健康人でもあるわけですから、ところがそのウイルスの実態自体がどうなるか、ウイルスらしいというふうなものであるか、ウイルスらしいというふうなことはわかっておりませんが、そのウイルスを発見する方法自体が全然まだ研究されておらない。これが研究されれば、肝炎のウイルスを持つておる血は不合格というところで除去することができるとは思います。したが、それができないのでございまして、それが、肝炎の発生した場合のトレースといいますが、追及は行政機関の手で追及すると同時に、学者の方々にそれぞれ各大学で手術をいたしました患者のトレースをやっていたかということ

はもちろんでございしますが、やはり根本的な問題は血清肝炎対策といまして、私どもは、どのように肝炎を防ぐか、あらかじめスクリーンの方法をどのようにするか、それからまた、血清肝炎になった場合にその治療方法をどのようにするかという両面にございまして、学者の先生方にお願いをいたしまして、至急結論を急いでもらいたいということで、現在検討いたしておりますところでございます。

○長谷川(保)委員 関連して。オープン方式というのとは一体どういうふうにするのか、まずそれを……。

○熊崎政府委員 オープン方式ということば自体あるいは適当であるかどうか、たまたまオープン方式ということばになってあらわれたわけでございますが、現在の採血の規制といえます。血液銀行内の、無菌状態に置かれたところから採血をする、その移動から車をもつて採血をする、その移動採血する場合と同じように、完全な無菌状態において採血をする場所ということで、移動採血を認めておるわけで、それ以外に採血することは現在のところは全然認めてないわけでございます。ところが多数の献血のグループが、たとえば大学だとかあるいは集団的なグループでやる場合に、移動採血車を出しましてそこで採血するということになりまして、どうしても能力に限界がある。せいぜい百人から百五十人というところになっては、せつかくの献血したい人々を長い間待たせるというふうな不合理な面もございまして、看護婦、医師を班といたしました採血班がびんとベッドを持っていきまして、なるべく消毒をいたしました清潔な室内で、ベッドを並べて、そこで採血する

内、ベッドを並べて、そこで採血するといふ考え方をオープン方式といふふうにしておるわけでございますが、これを戸外で認めるか戸内で認めるかという問題もございまして、この前の血液部会では、戸外で認めることは目下のところ反対である、インドアで、しかも十分清潔に室内を保持できるところでやるような方法を考えよう、しかしその場合にどのような清潔な方法をやるか、あるいは医師、看護婦がどのくらい行くか、その他必要な器材、器具等につきましていろいろの問題がございまして、その辺を調査会の結論に待とう、こういうふうになっておるわけでございます。

○長谷川(保)委員 今日血液の需要といふのは非常に大きいことはいまお話しのとおりであります。ことに非常に大きな手術が行なわれておる。たとえば、人工心肺等の手術が行なわれることによつて、どうしても一回三千あるいは四千というふうな大きな血液を必要とするわけですから、そういうことによつて大きな手術ができて、いままでも不十分だと思われていたものが助かるようになつてきた。あるいは交通災害等で大きな負傷をする、あるいは産業災害で大きな負傷をするというふうな人々が助かるというふうなようになっておるのであります。この血液の問題については、私も早くから十分な質問をするつもりで用意もしておつたのであります。したが、たまたまきょう出てまいりました。すでに会期末でありまして、関連してごく簡単に伺つておきたいのでありますけれども、いすれも、あらためてこの問題は真剣に取り組みたいと思つておられます。いま、私さしあつて伺つ

ておきたいことは、こういうふうな非常に大事になつてきた血液、しかもどういふ需要に供給が及ばないというふうな事態になつてきておられますけれども、どうも厚生省の腰の入れ方が足りないと思つておる。先般も私は、自分の病院の従業員とともに、名古屋の日赤から車に来てもらつて、いわゆる献血、預血をしたわけですから、どんなふうに行つておるかといつて実態を聞いてみますと、移動採血車を持つておるが、やつておる率というのには非常に少ない。一カ月のうち幾日働くのかといつても、問題にならぬです。あの日赤の移動採血車でもやるのを私も見ておると、非常に気がいい、非常に清潔であるし、また従業員もよく訓練されておつて、私は非常にりつぱだと思つた。問題は、国民の十分知らない、まのよりの預血といふような形、これはあまりに血液の需要供給がアンバランスになつておられますから、私の地区の遠州労働組合会と申しますか、大きな労働組合の協議体と申しますか、連合体と申しますか、そういうのがございまして、それに三万人からの組合員がおりますから、諸君とらだ、ひとつ諸君の仲間を万一のときに助けるために君らやつてくれぬかと言つたら、執行部はやりましようといふのです。ただ、そういう制度といふものを全然知らないのです。そういうふうにも、もし自分たちの仲間が産業災害、交通災害等で困る、あるいは自分たちの家族や仲間が手術をしなければならぬときに必要であるといふことであつて、その場合にいま血を出しておけば、そういうものが戻つてくるのだといふことであらば、喜んでやりましようといふので

す。そういうことを厚生省がどうも血液銀行や日赤などに依頼しておる、しかも、そこらも必ずしも積極的にやつておらぬ。私の見るところでは、少なくとも私の地方では全く消極的で、全然PRをやつておらぬといつて差しつかえない。でありますから、せつかくの予算で移動採血車をつくることを補助いたしましたけれども、実際においては一カ月のうちに幾日も働かない。そういう採算が合わない。でありますから、従業員等の給与その他を見ると、採算が合わないのです。私は、実情を聞いて全部しるしてあります。きょうはそのノートを持つてきておられますが、医者としても、自分みずから病院をやつておつても、これだけの血液が必要なきに、いよいよどうしても困ると自衛隊も頼まなければならぬ。自衛隊だつてはなほ迷惑な話でありまして、ある者はそのために演習を休まなければならぬといふようなことも聞くのでありますけれども、これは、常に一番都合のいいときに、五十人ないし六十人集まれば採血車がどんどん来てやつてくれるわけですから、事業所なら事業所で、従業員の方、労働者の方に集まつてやつていただくぐらいのことは、理解されれば何でもないこととす。幾らでもできることです。でありますから、問題はPRの足らぬことと、一本本省は、こういうPRその他預血、献血、採血等のためにどれぐらいの予算を使つておるか。いまの移動採血車の予算は別といたしまして、ほとんど使つていないのじゃないかといふ気がするのだが、一体どれぐらいの予算を使つておるか伺いたい。

○熊崎政府委員 先般も私は、自分の病院の従業員とともに、名古屋の日赤から車に来てもらつて、いわゆる献血、預血をしたわけですから、どんなふうに行つておるかといつて実態を聞いてみますと、移動採血車を持つておるが、やつておる率というのには非常に少ない。一カ月のうち幾日働くのかといつても、問題にならぬです。あの日赤の移動採血車でもやるのを私も見ておると、非常に気がいい、非常に清潔であるし、また従業員もよく訓練されておつて、私は非常にりつぱだと思つた。問題は、国民の十分知らない、まのよりの預血といふような形、これはあまりに血液の需要供給がアンバランスになつておられますから、私の地区の遠州労働組合会と申しますか、大きな労働組合の協議体と申しますか、連合体と申しますか、そういうのがございまして、それに三万人からの組合員がおりますから、諸君とらだ、ひとつ諸君の仲間を万一のときに助けるために君らやつてくれぬかと言つたら、執行部はやりましようといふのです。ただ、そういう制度といふものを全然知らないのです。そういうふうにも、もし自分たちの仲間が産業災害、交通災害等で困る、あるいは自分たちの家族や仲間が手術をしなければならぬときに必要であるといふことであつて、その場合にいま血を出しておけば、そういうものが戻つてくるのだといふことであらば、喜んでやりましようといふので

予算書を見てもどうもよいような気がするが、どうなんですか。

○熊崎政府委員 御指摘のように預血、献血運動のPRが足りないという点は、私は各県の事情にもよると思えますけれども、非常に熱心によつておるところと熱心によつておらないところ、いろいろニュアンスはあると思えます。しかし、いま国民皆さん方が要望しておられるような、献血、預血運動が非常にほろほろとして出てきておられるような事態に対処するPRのしかたといえますものは、従来とも比較的足らなかつたという事実は私は率直に認めたいと思つておられます。しかし、これがちよつとよい機会でございますので、私どもとしましては今後予算その他も十分な手当てをいたしまして、預血、献血運動の推進に強力によつてまいりたい覚悟でございます。従来の予算措置につきましては、預血、献血の自動車を出してありますと同時に、片一方におきまして民間の血銀のインスペクトをやらなければならぬという、この方面に予算の重点が置かれておりました。これが一千万近くの金額が入つておられます。しかし、PRの経費につきましては今後ともその予算獲得に十分努力をいたしたいと考えております。

○長谷川(保)委員 この点は私はぜひ大臣がいらっしゃるにしっかりと注文をつけたいと思つておられます。次の機会に譲りませけれども、これは今日非常に大事なことであります。しかも早急な仕事でありますから、私はこのPR—なかなか民間の血液銀行等におきまして、あるいは日赤等におきまして、実際にむちやくちやにいまの売血者のものを手

に入れて商売にするならとにかく、それでないと、これは実情を直談判したところでは勘定は合いません。こんなことをさせてはならぬ。したがつて、これほど大事な仕事でありますから、ぜひとも厚生省は本腰を入れてやつてもらいたい。これはいづれあらためて申し上げませけれども、強く注文をつけおきます。

それからも一つ、ついでに何つておきたいことは、私も買つてきておられますけれどもまだ読んでおられません。週刊現代の記事で、ライシャワー大使のあの血清肝炎は黄色い血によつたものであるというふうなことが書いてあるようにです。私も広告の表題だけを見て、どんなことが書いてあるか、きのう買つてござつてまだ読んでおられませんから、内容を見ておられますけれども、もしそういうふうなことでライシャワー大使が不幸な事件によつて、さらにまたそういう不幸になられたことになりまして、何とも非常に相済まぬことであり、気の毒なことであるわけでありまして、これは電車その他の中の週刊現代の広告にそれが出ていますのであります。虎の門病院等です。すでに調べているかもしれませんが、厚生省はそれについてお調べになつたかどうか。

○熊崎政府委員 血清肝炎の原因につきましては、先ほど御質問にお答えいたしましたように、固定売血常習者の血ではなくても、普通の健康な方の血であっても、血清肝炎のウイルスがあれば、その血を輸血された相手方に血清肝炎が発生するという例は間々あるわけでございます。これはアメリカその他、わが国のデータにおきまして

も、固定売血常習者の場合と違ひまして、率として非常に少ないけれども、三〇ないし五〇は発生するというデータがあるわけでございます。

〔小沢(辰)委員長代理退席、委員長着席〕
ライシャワー大使の事件につきましては、私どもも病院でどのような血を使ったかというところは実情を調査いたしましたしております。大部分は病院の院内の方々あるいは外人の献血された方々の血を使つておられるのでございまして、しかし、医療行為の中身でどのような血がどれだけ、どの数量使われたかというところは、なかなかあとになりましてわかりにくい問題でございます。あるいは応急の場合に売血から得た保存血が使われたかもしれません。また大部分が献血された血であつたにしましても、その中に肝炎を持つておられる人の血が入れば、その可能性があるわけでございます。どちらによるかという結論はつけにくい状況でございます。ただ不幸な事件であつて、血清肝炎対策というものを早急に確立しなければならぬという問題点につきましては、私どもその重大な事実をひしひしと身を感じておりました。その対策を急ぎたい、こういうふうにご考慮して下さいます。

○長谷川(保)委員 これらの問題は、私はやはり日本の医学のためにも、虎の門病院の名譽のためにも、またライシャワーといういわばアメリカを代表する重要な立場にありませう方のために、国際問題といたしましては明らかにしておくべきであると思つて、だから事態を明らかにして、週刊現代の広告でもつていかに無責任なことをした

ように—私は中身を読んでおられますからわかりませませんが、あの広告を見ると率直にいつてそういう感じを受けます。ですから、そういうふうな無責任なことをしたのでないかということを明確にしておくべきだと思つておられます。一ジャーナリズムのいいかげんな記事で事実と違つておつては困りますから、明らかにしておいていただきたい。国際的にもぜひそうしておかなければならぬ。これはライシャワー大使に対する礼儀でもありますから、ひとつ明らかにして、それに対する善後措置をやつておいてもらいたいということをお願いしておきます。

○田口委員 滝井義高君。
○滝井委員 午前引き続いて保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法案について質問をいたします。
この法律は読んでみてもなかなかわからないのです。非常に事務的な専門的な法律の内容になつておつて、読書百べん眼光紙背に徹すというけれども、何回読んだつてもどうも眼光紙背に徹しないのです。そこで先にお尋ねすることになるのですが、まず先に条文から尋ねます。

二条の「前条第一号から第四号までに掲げる負担金又は補助金の率は、次の号に掲げる法律の規定にかかわらず、会計年度ごとに政令で定める単一の率とする。」この負担金、補助金の率は会計年度ごとに政令で定める単一の率になるというのには、これはどういふ意味ですか。これはちよつと説明してくれませんか。

○若松政府委員 この法律で保健所運営のために統轄して運用しようとする

金は、結核予防法の金あるいは伝染病予防法の金、保健所法の金、児童福祉法の金等がございます。それがそれぞれ個々の法律で二分の一補助とか、三分の一補助というものがあつて、それにもかかわらず、それらを統合して一本の金にまとめて運用し、それに対して同じ特定の率を設けてその補助率で府県に対して補助しようということでございます。

○滝井委員 そうしますと、会計年度ごとに政令で一定の率を定めることになれば、いままでよりも経費がよけいになることになりませんか、少なくなることはないのですか。

○若松政府委員 それはいままでよりも少なくなるように善処するつもりでございます。といふことは、二分の一と三分の一のものを加重平均いたしますと、どうしても年によつて違つてきます。したがつて、その加重平均してあらわれる率は政令で毎年定めます。しかし、現実には総金額をいたしまして個々の基礎になる法律で計算いたしました補助金の合算額よりは少なくならないようにするつもりでございます。

○滝井委員 そうしますと、いままでよりも多くなる、こういうことですか。そうしますと、補助金等合理化審議会が「保健所に交付される二十六種の補助金及び福祉事務所に交付される六種の補助金等については、統合して総合的な運用をはかりうるようにする。」という答申をしてらるわけですか。そうしますと、この補助金等合理化審議会が「補助金制度に關し改善合理化をはかるための方策について答申」その中におけるいま私の読んで二十六種類、それから福祉事務所のほりに交

る

付される六種類、これらを統合して運用をはかる、この立法の精神を盛つたものだと思うのですが、そういうことになるのですか。

○若松政府委員 補助金に関する答申はこの法律とは直接の関係は持ちません。しかしこの法律を出す前に、この答申が出ておりましたので、その趣旨はよく尊重しております。したがって、ただいま御指摘がありました二十六種の補助金の中で、できるだけ多く統一したつもりでございます。

○滝井委員 そうしますと、二十六種類の補助金が保健所運営費補助金から原爆障害者健康診断費交付金に至るまであるわけですか。そのうち幾つをとったのですか。それから同時に福祉事務所のものとも一緒にしなさいと言ったのですが、これはやらなかったのですか。

○若松政府委員 どれを一括にしたかということは、お持ちの資料の一番しるろに二十六の項目の一覧表がございます。この一番最後から二枚目でございますが、この項目に並べてあります。中で、最初の保健所運営費補助金、その次の結核予防費補助金、その次の法定伝染病予防費補助金、それから六ページの最後から三行目の家族計画普及費補助金、七ページの二行目の母子衛生費補助金、これが目として大きなものでございます。そのほかいろいろ補助金がございます。たとえば、六ページの五行目に地方病予防費補助金がございますが、これは特定の県、特定の保健所にしかまゐりませんので、こういうものは統合いたしておけません。また、六ページの終りから四行目に急性灰白髄炎特別対策費補助

金等がございますが、これは本年度からもうなくなっております。また七ページのまんな中以降の類予防事業費補助金、検疫措置委託費、あるいは栄養調査委託費、厚生統計調査委託費、その後半全部の補助金は、これは特定の調査に当たった保健所にしかまゐりません。したがって、これも統合するわけにはまいりませんので、実質的に全保健所にいく補助金であつて、全保健所に一律に事務的に配られる金は統合してございます。特殊な保健所にいく補助金は統合いたしておけません。また、原段階だけに使われて保健所にいかないものは、当然これから除外されております。この費目の中にはそういういろいろのものがあつたので、少なくとも保健所で経営的に使われる費用については全部網羅したつもりでございます。

なお、福祉事務所の分は私も保健所に直接関係がございませんので、ここには全然触れてございません。

○滝井委員 答申は、「二十六種の補助金及び福祉事務所に交付される六種の補助金等については、統合して総合的な運用をはかりうるようにする。」こうなつておるから、やはりこれは両方とも統合するということでしょうね。

○若松政府委員 その趣旨は当然保健所へ回る経費二十六項目は保健所の経費として統合し、福祉事務所へいく六種類のものは福祉事務所へいくものとして統合し、そういう趣旨であらうと思ひます。

○滝井委員 そういふ御解釈ならそういうことに従つていきますが、そうしますと、結局二十六種類のうちに統合

ができたのは普遍的、一般的にどの保健所にもいく五種類であつた、こういうことなんですね。そして統合して一定の率で補助金を出すけれども、それはいままでの二分の一とか三分の一の率で補助金よりかは多くなるはずだ、このことは大蔵省その他も確認をしてくれておることなのでしようね。

○若松政府委員 その点は大蔵省も了解しております。

○滝井委員 次は、経理に関する特例の三条の二項、これも読んでみてもなかなかわかりかねるのですが、その意味の概要を簡単に説明してください。

○若松政府委員 非常にわかりにくくて恐縮なのですが、これは伝染病予防法、結核予防法というそれぞれの法律に基づく事業を行ないます。保健所で行なわれる場合には、現実にはそれが混濁いたしてしまひます。同じ旅費にいたしても、結核と伝染病の両方の目的を持って町町村に出張するといふ場合がございまして、しかし補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律によりまして、それぞれの事業ごとに経費を精算しなければならぬ。そうしますと、同じ出張でも伝染病予防費に何%、結核予防費に何%というふうな精算をしなければならぬわけでございます。しかしそれは非常にやつかいでございます。この際、この特例法によりまして、保健所の運営費一本にして、そのかわりに伝染病の仕事であるが、結核の仕事であるが、それを個別に精算する必要がなくて総体として精算してよろしい、そういう規定でございます。

○滝井委員 前の提案理由の説明を説

むと、そういうことは書いてあるのですが、条文を見るとなかなかわからぬのです。そこで私、この前も政府のほうにお願ひをしたのですが、こういうむずかしい法律を国会に出すときには、必ず逐条的に簡単な条文の説明を加えてください。そうすればわれわれはその説明と条文を讀んでいけば、非常にわかりやすく逐条的にこういうしろうとくさい質問をしなくてもいいのです。それはすでに労働省がおやりになつておるからぜひ厚生省にもお願ひいたします。特に年金のようなむずかしい法律あるはこういう法律は讀んでもしろうとにはなかなかわからぬです。だからわかるような簡単な説明をしていただければ説明はよくわかる。内容がわかればもっといい質問ができるわけですから、これではまるきり群盲象をなされるような質問になつてしまふ。これはぜひ政務次官にお願ひしておきます。この前お願ひしたけれども厚生省は実行してくれない。労働省はわれわれが言う前からやつてくれてい

る。だから労働省の法律をごらんになると、逐条的に説明してくれていまして、その説明を見ますとくだらぬ逐条質問をしなくてもいいです。ぜひ忘れないうちに次の国会からお願ひいたします。

○砂原政府委員 御趣旨に沿うようにいたします。

○滝井委員 そこでこれは予算に関係があるのですから聞くことになるのですが、ことしの予算、保健所費は正確に言うると三十六億七千四百五十五万七千円、運営費が三十三億八千九百三十八万九千円です。そうすると、この法律で計算すると運営費は三十三億

りふえなければならぬことになるわけですね。この法律の施行期日はことしから適用することになるのですね、三十九年度分から適用することになるのですから。そうしますとこの予算はこの法律が通ることによつて違つてきますか。

○若松政府委員 この予算はそれを想定して実はやつております。したがつてこの法律が通過することによつて予算を更正するということはいくらもないわけでありませぬ。

○滝井委員 そうしますと、この法案は予算関係法案といふことになる。政府は、この法律は予算関係法案だといふ説明はしていない。していただきます。予算関係法案ならば、衆議院に先にかけるということになつておる。ところが予算関係でないから、参議院で先議されておるわけでしょう。この法律に基づいて今年の予算が組まれておるとすると、これは重要な予算関係法案になるわけ、われわれをたぶらかしておることになる。そうでしょう。

○若松政府委員 予算の編成にあたりましては、従来の個々の法律に基づく補助金の形で全部計上してございませぬ。この法律が通れば、その運用だけをまとめて運用するということになりますので、これは直接の予算関係法案ではないという考えでございます。

○滝井委員 いままでのことならば、保健所法の十条に書いてあるように、「国庫は、保健所に関する経費を支出する地方公共団体に対し、政令の定めるところにより、その支出額について、保健所の創設費及びこれに伴う初年度調弁費については、その二分の一、そ

の他の諸費については、その三分の一を負担する。」こうなっておる。これでやっておることになるのです。ところが、あなたのさいぜんの御答弁によつて、今度はそれぞれ項目をまとめますけれども、二分の一や三分の一よりも多くなることになりまうという御答弁ですから、もし十条に基づいて今年の予算が組まれておるとすれば、これが通つたあとにはこの三十六億よりふえなければならぬことになるわけです。この附則に、「この法律は、公布の日から施行し、昭和三十九年度分以後の国の負担金及び補助金について適用する。」となつておるわけです。そうすると公布の日は、御存じのとおり、いまごろ国会を通るわけですから、おそらく七月にならぬと公布にならぬでしょう。そうしますと四月、五月、六月の三カ月、四半期については、やつた経費は十条でいくのです。七月からこれに変わるのですから、明らかに予算は組みかえなければならぬことになる。違つてくるわけです。通ればそうなるのです。さかのぼつてやるといふなら、ますます違つてくることになるのですよ。

○若松政府委員 たいいま申し上げましたように、この経費は、伝染病予防費、結核予防費、保健所費という個々の事業ごとにその事業に見合った積算をいたしました。それを運用するときには事業がふくそつた一括してやるので、配賦し執行する場合には一括してやるという事で、事業として一括してやるの法に基づいて積算されましたものをそのまま計算し、それに必要な経費を充てているわけでございます。したがつて、予算書には個々の法律に基づく経

費がそのまま載つておるといふことになるわけでありまう。

○滝井委員 あなたのほうは、これは新しいのでやつたと言つても、新しいのでやつたかどうかということ、資料第五の総括表をどうにみるかと、本来の補助率による補助額というのがある、三十三億八千九百三十八万九千円ですね。これは保健所の運営費なんです。この本来のものでやつたのが、われわれのもらつた予算書とちよつと同一なんです。この法律でやつておれば、これよりもふえなければならぬことになるのです。ところがふえていないのです。だから、あなたの答弁は違つておる。これはこの法律が通つたことを想定してやりましたと言つても、これは本来の補助率による補助額が三十三億八千九百三十八万九千円になるわけですから、いまの説明は間違つておるわけです。これは本来の補助率で計算してやつておるわけですから、この法律が通れば、明らかにこれは予算を組みかえなければならぬわけです。

○若松政府委員 それぞれの事業に必要な経費は全部計上してありまして、それをただ統合するといふだけでございませう。したがつて、それぞれの法律に定められた事業を運用する経費は全部入りまう。

○滝井委員 それはわかるのです。いただいた総括表は、本来の補助率による補助額が三十三億八千九百三十八万九千円、われわれのもらつておるものも、保健所の運営費は三十三億八千九百三十八万九千円と同じです。ところが、この法律が通ればこれよりかふえまうといふのが、あなたの御答弁で

す。それはふえなければならぬのです。どうしてかと言つて、一括しておるから減るようなことは絶対にございませぬという御答弁です。ところが、予算書はふえたことで計算しておられますと言つても、ふえたことで計算してないじゃないかと尋ねておる。

○若松政府委員 これは新しく政令で定める率が、加重平均の千分の千の末端までびしゃつとやれば、この金額そのままになる。しかし実際には、運用上年々若干の剰余金もあります。そういう点を考慮すれば、従来より絶対下がることはなく、ふえることはあり得るといふことになるわけです。

○滝井委員 この法律を通したら、いままでもよりか補助金はふえますという御答弁ですが、予算はふえることで組んでおられますと言つても、よく見るとこの率で予算は組んでおる。だから当然、これは法律が通れば予算をかえなければならぬことになる。これは、与党は心配しておるけれども、何も心配する必要はないのです。補正の

ときにやりかえたいいんです。よ。この法律は非常にむずかしいので、こつちの補助金等合理化審議会の答申に基づいて二十六種類の補助金をできるだけまとめていき、普通の、共通のもの五つにまとめてしまつた、その五つのもに一定の率をかけるのだ、そうすると、それはいままでの二分の一とか三分の一の補助より減ることはないでしょうね、減ることはありません、そうすると、それは大蔵省の了承を得ておられますか、得ておられますと、このし予算はふえることを前提にして組みましたか、そのとおり、ふえることを前提に組みました、こつちおつしやる。そこで今度は、いまのままの率で計算すると幾らになりますか。資料をお出しになつておるから、これを見ると三十三億八千九百三十八万九千円。これはふえない。いまの現行法でやつた。そこでそれを見れば、予算書もやはり現行法と同じ金額になつておるから、これはさきの答弁と違つておる。これは、これは、これよりかふえることはあつても減ることはないといふことを前提にして予算を組んだのに、現行と同じ率で組んだのと金額が同じでは答弁にならぬのです。これは前の答弁が間違つておつた。この法律が通つたら、これは事務の簡素化だけで、予算額は同じですといふことになれば、それはまたそれでいいのですよ。(「そうなんだ」と呼ぶ者あり) そうなんだと言つたつて、役所がそうは言わないのだから。

○若松政府委員 たいへん舌足らずで申しわけありませんでしたが、本年度については、この同じ率を加重平均し

たそのままでいきますから、予算額としては同じになります。将来率が変わつていく場合には、新しく予算措置がとられることになりまう。

○滝井委員 この法律の目的は、その事務の簡素化をしただけだ、こつちのことですね。それならばちゃんと初めからそういうふうにしてもらふねと、ほくら、これが通つたら、予算がふえると思つて、あつて通さうとしておつたわけです。あまりべてんにかけるや困るのですよ。

まだたくさんあるけれども、何か理事が急いでいますからやめますが、小山さんに来てもらつたのは、医療協議会の進行状態は一体どうなつておるかということですが、少なくとも国会が終わらうとしておるときに、中央社会保険医療協議会が答申を出しておるのにかかわらず、政府はわれわれに何も一言半句も言わないのです。一体こつちの目玉を動かしておる医療費問題について、何も国会に報告をしないし、質問をいべんしたにもかかわらず、その後何にも言わぬ。それは時間がないのかも知らぬけれども、こつちのことは政府がみずから買つて出てもやるのが当然です。

それからもう一つは、委員の任期が切れておる。国会は終わらうとしておるわけですから、これはどうして国会に出さないのですか。どうして委員の任命を出さないのです。これも出さない。そつちいろいろあいつて医療費問題をもし自民党がサボるというならば、これは天下の自民党を鼓を鳴らして攻撃しなければならぬことになる。ますこ

の二点を——一体経過はどういうよう

になって、いつになったら結論が出
て、そして少なくとも国会なり医療協
議会にかけような状態になるのか、
委員は一体いつ出すのか。はつきり
言っておきますが、もし国会に委員を
出さずに、国会が開かれておるときも
ほかかぶりをして通して、そうして
終わったとたんに今度は委員を任命し
て、かつてな医療協議会をやるとい
うなら、そういうものは認めませんよ。
全部否決しますよ。

それから、この前、今度は少なくとも
も委員の中に一名は専門技術のわかる
人を入れてくださいよということ
言っておきます。これも実行して
わなければ困ると思います。公の場
所できちつと言いますからね。ガラ
張りですからね、政治は。取引する必
要はないのです。だから、まずこの三
点について、明白な答弁を要求しま
す。

○小山政府委員 医療協議会は、半數
の委員が六月五日に任期が切れまし
て、現在十名の委員ということになっ
ております。それで、任期の切れた委員
についてこれをきめる必要がございます
ので、まず関係団体の推薦にかかる委
員につきましては、五月下旬に關係団
体に委員候補者の推薦を求めまして、
このほうは全部出そろっております。

問題は、任期の切れた公益委員二名につ
いてどうするかということ、今日まで
決定に至らないでいるわけでありま
す。引き続きいてやっていたらだいた
いふうに考えておられる方が、お
あしく長らく外圍に旅行してござ
りまして、ついでの間お帰りにな
っております。同時にからだをこわ
されて、大臣

もまだお会いできないでいるとい
うこと、現在まだお話をすることが
できないでおります。なるべく早い機
会に大臣がお話を、何とか御承知を
いただいて、そうして公益委員の最終
な決定に入りたい、こういうこと
で、大臣としては実は心組みをして
おられるかと存じます。

それから、医療協のほうで答申を
いただいてから、私もいろいろと基礎
的な作業をしておるわけでありま
す。問題は、最近の状態というものが
判断できる資料が、やとついで先日
そろいかけたのでございます。いま
昭和三十七年五月の社会医療調査を
もとにしていろいろな検討をするよ
りほかなかつたのであります。それ
あまりに不十分であります。昭和
三十八年五月の社会医療調査をも
とにして各種の検討を煮詰めるよ
うにする、こういうようなこと
で、その整備を待っておいたわけ
でございます。いま私も技術者の
間でもいろいろと案の整理をして
おる、こういうことでございます。

当初の考えでは、できるだけ早く、
できるならば六月下旬ごろまでには
案をきめて審議をもちたいとい
ふうにいたしたいといふことであ
ったのであります。いまのところ
これは若干間に合わない、もう少し
おくれそうな状況でございます。何
とできるだけ早く案を整理して、
いろいろと関係方面との折衝にか
かりたい、かように考えておる、
そういう状況でございます。

○滝井委員 そうすると、国会は、御
存じのとおりあすで終わるわけ
です。会期を四十日延ばしたことも
重々御承

知のほうです。それから六月五日には
委員の任期が切れることも、主管の
なたとしては、あるいは厚生大臣と
しては、これももめている人事です
から十分御承知のほうです。それ
と、国会が終つたときはどうす
るので、それをどうするかという
ことが一つ。

それから、いまあなたのことばの
中に、お二人の方を任命すると言
うけれども、われわれ了承しません。赤
恥をかかせてはいかぬからこ
ろでございます。了承しません。
それと、国会が終つたときに、あ
なた方の独断でやるのかどうか
と、そういうことをやるという
なら、自民党政府は独裁政府
です。ファッショです。だから、
それは許されぬと思つて、こ
れはもう大臣のかわりに政務次
官に直接お尋ねしますが、二名
は一体どうするつもりなのかと
いふこと、あしたの本案が
ありますから、出
すとするは、一名は専門技術者
を入れるつもりでございます。こ
れは認めませんよ。これは、
われわれ部会で決定してござ
りますから、はつきり
言っておきます。

いま一つは、だんだんお
おくれますと申しておるが、
一体大臣としては、いつ医療協
議会の結論を出しになるのか
と申すこと、緊急というものは、
人間が生きるか死ぬかという
ときに緊急に措置する、リン
ゲルを打たなければならぬ、
輸血をしなければならぬ、こ
ういふときに緊急なんですよ。

急緊急と申しておつて、もはや夏
が来て秋が来ますよ。秋風が
立ちますよ。まずこの二点。国
会はあすで終わる、公益委員
の二名は一体どうするつもり
なのか、もし国会が終つたら
独断でやるつもりなのかとい
うこと、それから、緊急は正
と申すおつて、一体いつ結
論が出るのかと申すこと。

○砂原政府委員 公益委員の問題に
ついては、先ほど局長から申
上げましたように、まだ相手
方の人の御理解も得ておる
わけではないのであります。交
渉の段階であらうと思つて
おりますが、大臣が十分各
方面の点を考慮せられて、善
処せられるものと考えてお
ります。

○滝井委員 時期は。
○砂原政府委員 時期等の問題につ
いては、いずれ大臣から御
答弁にならぬと、私が答弁
しておいてもどうにもなら
ぬわけでありまして、はつき
りしたことは本日もお答え
できないのであります。……

○滝井委員 医療協議会の委員の結
論でなくて、作業をいつ終
わりますかと申すこと、こ
ういふことなんです。
○小山政府委員 先ほど申し上
げましたように、われわれの
手元での作業、これは七月
に入ると見込みであります
ので、できるだけ早い機会に
まとめて、関係方面との調
整を整えていくようにいた
したい、かように考えてお
ります。

○滝井委員 時間が来ましたからや
めさせていただきます。非常
に不誠意です。だからこれ
は、小山さん、今度はほん
とあなたやめてもらいます
よ。さういふこと、それ

小林さんも不見識きわまる。み
ずから緊急正と申す出してお
きなごら、全然国会にも一言
半句もおかぶりし言わない
し、医療協議会の委員の任
命もしないというなら、そ
れではあなは国会に出るこ
ろなくしてよろしい、不
信任です。はつきり宣言し
ておきます。

○田口委員長 他に質疑の申し
出はあられません。なけれ
ば、これにて両案に対する質
疑は結局いたしました。

○田口委員長 次に、両案を討
論に付するのではありません
が、別に申し出もありません
ので、直ちに採決に入ら
す。
まず、内閣提出の毒物及び劇
物取締法の一部を改正する
法律案について採決いた
します。
本案に賛成の諸君の起立を
求めます。
〔賛成者起立〕
次に、内閣提出の保健所
の組織及び業務の合理化に
関する特別措置法案につ
いて採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立
を求めます。
〔賛成者起立〕

○田口委員長 起立総員。よ
って、本案は原案のとおり可
決すべきものと決しました。
ただいま議決いたしました
両案に関する委員会報告書
の作成に關しまして

